

浜松市教育委員会規則第5号

浜松市教育委員会公印規則及び浜松市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

(浜松市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 浜松市教育委員会公印規則(昭和33年浜松市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表(第3条関係)							別表(第3条関係)						
一般公印							一般公印						
名称	ひながた	規格	書体	使用区分	管守者	個数	名称	ひながた	規格	書体	使用区分	管守者	個数
(略)							(略)						
幼稚園印	6	同上	同上	幼稚園名をもつてする文書	園長	<u>56</u>	幼稚園印	6	同上	同上	幼稚園名をもつてする文書	園長	<u>55</u>
幼稚園長印	7	同上	同上	園長名をもつてする文書	同上	<u>56</u>	幼稚園長印	7	同上	同上	園長名をもつてする文書	同上	<u>55</u>
幼稚園契印	8	縦35 横15	同上	文書類契印用	同上	<u>56</u>	幼稚園契印	8	縦35 横15	同上	文書類契印用	同上	<u>55</u>
(略)							(略)						
専用公印							専用公印						
名称	ひながた	規格	書体	使用区分	管守者	個数	名称	ひながた	規格	書体	使用区分	管守者	個数
(略)							(略)						
保育証書専用幼稚園印	8	方45	同上	卒業証書用	園長	<u>56</u>	保育証書専用幼稚園印	8	方45	同上	卒業証書用	園長	<u>55</u>
(略)							(略)						
ひながた (略)							ひながた (略)						

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立学校給食センター条例施行規則の一部改正)

第2条 浜松市立学校給食センター条例施行規則(平成17年浜松市教育委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(実施学校)		(実施学校)	
第2条 浜松市立学校給食センターが学校給食を実施する学校は、次のとおりとする。		第2条 浜松市立学校給食センターが学校給食を実施する学校は、次のとおりとする。	
名称	実施学校	名称	実施学校
(略)		(略)	
浜松市雄踏学校給食センター	浜松市立舞阪幼稚園、 <u>浜松市立雄踏幼稚園</u> 、 <u>浜松市立雄踏小学校</u> 及び <u>浜松市立雄踏中学校</u>	浜松市雄踏学校給食センター	浜松市立雄踏幼稚園、 <u>浜松市立雄踏小学校</u> 及び <u>浜松市立雄踏中学校</u>
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(あらし)

この規則は、浜松市立舞阪幼稚園の廃園に伴い、関係規則の規定の整理を行うものです。